

今金町事業継続支援助成金交付要綱

〔 令和2年 6月16日 〕
〔 今金町要綱第 27号 〕

(通則)

第1条 今金町事業継続支援助成金(以下「支援金」という。)の交付については、今金町補助金等交付規則(昭和53年今金町規則第4号。以下「規則」という。)の規定によるほか、この要綱の定めるところによるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える支援金を国の持続化給付金に上乘せして支給することを目的として行う。

(支援金交付対象事業者)

第3条 支援金交付対象事業者の範囲は、中小企業庁が制定する持続化給付金規程第6条第1項に基づき令和2年5月1日から令和3年1月15日までの間に国へ給付金の申請を行い、給付認定のあった町内事業者とする。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は1事業者20万円とする。

(支援金の交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする事業者は、支援金交付申請書(様式第1号)に、国の持続化給付金の申請及び給付認定が明らかとなる書類の写しを添えて町長に提出するものとする。

(支援金の交付決定)

第6条 町長は、前条に基づく申請を受理したときは、その内容を審査・確認し、速やかに支援の可否を決定するものとする。

2 町長は前項の規定により支援金の交付を決定し、又は却下しようとするときは、当該申請を行った事業者に対し、支援金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(支援金の交付申請受付期間)

第7条 第5条に基づく交付申請受付期間は支援金交付要綱公布の日から令和3年3月31日までとする。

(支援金の取消等)

第8条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 支援金の交付の決定の内容に違反していたとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により支援金の交付の決定を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が相当と認める事由があったとき。

(支援金の返還)

第9条 町長は、前条の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、返還を命ずることができる。

2 前項の規定により、支援金の返還の通知を受けた事業者は、受理した日から90日以内に支援金を返還しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日からから施行する。